

東京都住宅供給公社が一般賃貸住宅の継続家賃の値上げを行わないことを求める意見書

東京都住宅供給公社は、平成28年4月、一般賃貸住宅の家賃改定を行う方針である。前回改定前の平成24年10月、東京都公社住宅自治会協議会が東京都住宅供給公社本社に出向き、居住者の生活の窮状を訴え、「家賃設定を見直し、引き下げてほしい」という要請行動を行ったが、住宅供給公社は、合意を得ないまま、均衡を失しないようにとの理由で1万6千戸以上において平均27%の家賃の値上げを行った。

平成26年10月、同協議会が取り組んだ「住まいと暮らしのアンケート」調査では、66%の世帯で生活が苦しくなったと回答している。公社の平成25年度決算では、当期純利益101億円、剰余金は3,813億円である。

今後ますます高齢化が進み、年金所得を頼りにぎりぎりの生活を強いられている老夫婦や一人暮らしの生活実態を把握し、地方住宅供給公社法第1条のように、居住環境の良好な住宅の供給、並びに住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与されることを強く願うばかりである。

よって、町田市議会は、東京都住宅供給公社による平成28年4月の公社一般賃貸住宅の継続家賃改定については、未だ明るさの見えない不透明な日本経済や居住者の生活困窮状況を勘案いただき、家賃の値上げを行わないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。